

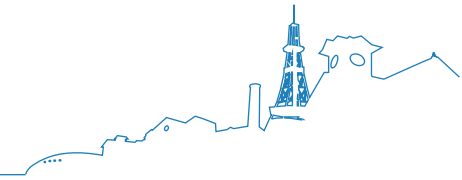
SAPPORO



SAPPORO ENGINEER VISA 説明資料

札幌市経済観光局 経済戦略推進部
イノベーション推進課

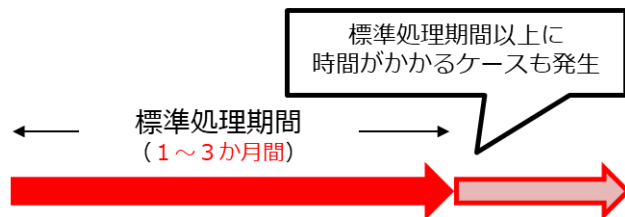
SAPPORO ENGINEER VISAとは？



外国人エンジニアの在留資格である「技術・人文知識・国際業務」の在留資格審査期間の短縮・明確化を図る国家戦略特区による規制改革（国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業）を活用した制度。

外国人エンジニアが10月入社する予定で開発プロジェクトの計画を立てているのに、在留資格審査が終わらず、いつからアサインできるか見通しが立たない…。

【在留資格審査期間】



中小企業・スタートアップの場合、企業の経営安定性確認に時間がかかり、**在留資格審査の長期化・入国時期が予測できない等**の課題がある

半年間～1年以上かかっていた審査が、**約1か月程度に短縮！**

【在留資格審査期間】



計画どおりに外国人エンジニアをアサインできる！

札幌市が市内IT企業等を事前に認定することで、在留資格審査の短縮・明確化を実現

認定に向けた手続き、制度利用の流れ

認定の流れ

APPROVED

※認定通知書の有効期限は発行日から1年間。

認定期間の更新を受ける場合は再度申請が必要となります。

①申請書類の提出

申請書類



市内IT企業等

提出

SAPP
RO

②経営安定性等の審査

※目安：2～4週間程度

SAPP
RO

+



中小企業診断士

③認定通知書の交付

認定通知書

SAPP
RO

交付



市内IT企業等

外国人エンジニア雇用の流れ



①雇用する人材の決定 (内定)



市内IT企業等

内定



外国人エンジニア

②入国手続き (在留資格審査)



在留資格審査
関係書類



認定通知書

提出



出入国在留
管理局

③入国、入社

SAPP
RO

報告

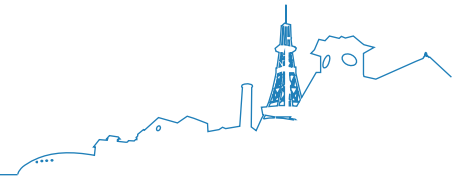


市内IT企業等



外国人エンジニア

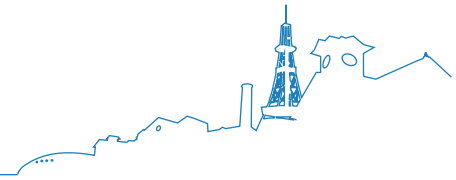
申請に必要な書類



- ☐ 国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定申請書（※）
- ☐ 登記の履歴事項全部証明書の写し
- ☐ 財務諸表
- ☐ 国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業に係る誓約書
- ☐ 誓約書 兼 資料回付に係る同意書

※認定期間の更新を希望する場合は、「国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定申請書」の代わりに「国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定更新申請書」を提出すること。

申請要件

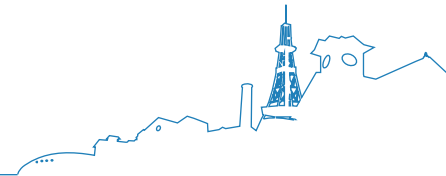


SAPPORO ENGINEER VISAの申請対象は、**以下全ての要件を満たす法人**です。

要件を満たさない場合は申請できません。認定後に要件を満たさなくなった場合は、認定の取消しを行う場合がございます。

- ☐ 札幌市内に事業所が所在し、外国人エンジニアを当該事業所において勤務させること（※）
- ☐ 商業・法人登記をしていること
- ☐ 上場していないこと
- ☐ 事業内容が主に以下のいずれかに該当すると札幌市が認める企業であること
 - ア) IT企業
 - イ) 半導体関連企業
 - ウ) 外国人エンジニア等の派遣を行う企業（職業紹介・労働者派遣業）（※）
- ☐ 経営状態が安定していることが確認できること
- ☐ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- ☐ 市税に係る徴収金を滞納していないこと
- ☐ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者でないこと
- ☐ 各種法令等に違反している者でないこと

企業の責務(その1)



SAPPORO ENGINEER VISAを利用する者は、**以下①～④の責務を負います。**

いずれかに違反した場合は認定の取消しを行う場合があります、本事由に基づき取消しを行った場合は、通知日から1年間は新たな申請を行うことができません。

その① 札幌市への報告

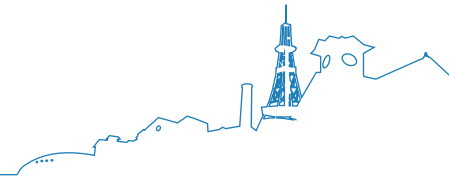
SAPPORO ENGINEER VISAを活用して入国した外国人エンジニアが初回の在留期間更新許可を受けるまでの期間において、以下の状況が生じたとき、札幌市に遅滞なく報告すること。

- ア) 本特例措置を活用して入国した外国人エンジニアを雇用したとき (※)
- イ) 外国人エンジニアとの契約内容を変更したとき
- ウ) 外国人エンジニアが出入国管理及び難民認定法違反又は刑罰法令違反となる行為をしたとき
- エ) 経営状況の急速な悪化等により当該外国人エンジニアの雇用が困難になる状況が予測されるとき
- オ) 外国人エンジニアを解雇したとき
- カ) 解雇した外国人エンジニアの帰国を確認したとき



※アに伴う報告の場合は、外国人エンジニアの稼働状況（勤務場所・出勤状況を含めた契約履行状況等）を含めて報告すること。

企業の責務(その2)



その② 帰国指導

解雇した外国人エンジニアに帰国すべき状況にあるときは、帰国指導を行うこと。

その③ 特定のケースにおける帰国旅費の負担

以下のいずれかに該当する場合、解雇した外国人エンジニアの帰国旅費を負担すること。

- ア) 外国人エンジニアの責めに帰すべき事由によらず解雇等を行った場合
- イ) 外国人エンジニアが、病気等のやむを得ない理由により帰国旅費を支弁できない場合

その④ 札幌市及び中小企業診断士との面談

認定通知書受領から半年後を目途に、札幌市及び札幌市が指定した中小企業診断士との3者で面談を行うため、それに参加すること。（目安：30～60分程度）

- 当面談では、札幌市及び中小企業診断士より、外国人エンジニアの採用状況等の進捗状況確認や、経営安定化に向けた助言などを行う。
- 面談は原則オンライン形式とし、具体的な開催日時は個別に調整のうえ、決定する。